

第1章 総則

第1節 目的

給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）は、水道法、同法施行令、同法施行規則、及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例、同施行規程、同指定給水装置工事事業者規程等に基づき、給水装置工事及び受水槽以下の給水設備工事の設計、施行、検査、維持管理等に関する必要な事項を定めることにより、給水装置工事の適正な運用を図ることを目的とする。

また、本施行基準は、平成9年3月の水道法施行令の改正等により明確化された給水装置の構造及び材質の基準（以下「構造材質基準」という。）の適正な運用を図るとともに、平成8年6月の水道法の改正により新たに設けられた給水装置工事主任技術者に給水装置工事の施行に係る適切な情報を提供することを目的とする。

本施行基準の内容は、構造材質基準及びその解釈に係る事項を除き、構造材質基準に基づく給水装置の使用規制に用いないよう十分注意することが必要である。

この施行基準に関する主な関連法令は次の通りである。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）
- (3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）
- (4) 構造材質基準に関する省令（平成9年3月厚生省令第14号。以下「省令」という。）
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）
- (6) その他
 - ア 香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号。以下「条例」という。）
 - イ 香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第9号。以下「施行規程」という。）

ウ 香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号。以下「指定工事事業者規程」という。）

第2節 用語の定義

1 給水装置

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（水道法第3条第9項）

1. 1 給水装置の種類

（1）専用給水装置

1戸又は1箇所専用するもの。

（2）連用給水装置

1個の企業団の水道メーター（以下「メーター」という。）により供給される水を、2戸以上が各々専有の給水栓で使用するもの。

ア 1個のメーターにより供給される水を2戸以上が使用できる共同住宅であること。

イ 受水槽以下の設備で使用されるものであること。

ウ 水の使用用途が家庭用であること。

エ 各戸又は各室において台所、風呂、便所等に3栓以上の給水設備があり、生活形態が整っていること。

（3）私設消火栓

消防又は消防の演習用に使用するもの。

（条例）（施行規程）

1. 2 給水管及び直結する給水用具

（1）給水管は、配水管から給水装置工事申込者（以下「申請者」という。）

に水を供給するために分岐して設けられた管、又は既設の給水管から分岐して設けられた管をいう。

（2）直結する給水用具は、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、

容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。また、ビル等でいったん水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下は給水装置に当たらない。

2 給水装置工事

給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

(水道法第3条第11項)

給水装置工事は、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去するための工事をいうのであり、例えば、工場内で湯沸器を組み立てる工程のような製造工程は給水装置工事ではない。つまり、製造された給水管や給水用具を用いて現場で行う工事が給水装置工事である。また、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する工事に係る費用は、申請者の負担としていることから、給水装置は個人財産であり、日常の維持管理は自らが行わなければならない。

(1) 給水装置工事の種類

ア 新設工事

新たに給水装置を設置する工事。

イ 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など給水装置の原形を変える工事。改造工事には、配水管の新設及び移設に伴い、給水管の布設替え等を行う工事のほか、メーター移設工事等がある。また、増設工事も含まれる。

ウ 修繕工事

給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所や漏水箇所を修理する工事。

エ 撤去工事

不要となった給水装置を配水管又は既設給水管の分岐箇所から撤去する工事。

オ その他

(ア) 外線工事

給水及び分岐することを目的として道路に埋設する原則φ40 mm以上の給水管（給水主管）を設置する工事。

(イ) 引込専用外線工事

将来、給水する目的でメーター以降の給水装置工事を施行せずに、配水管等への取付口から宅地内の止水栓までの給水装置を施行する工事。

(ウ) 給水装置の軽微な変更

単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

（施行規則第13条）

3 配水管

配水管とは、配水池又は配水ポンプ所から、給水区域内に配水するために香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が布設した管をいう。配水管は配水本管と配水支管に分類され、配水本管は上水を配水支管へ輸送し、分配する役割を持ち、配水支管は、上水を需要者へ供給する役割を持ち、給水管を分岐することができる。

第3節 指定給水装置工事事業者制度

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が第16条に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

水道事業者は、この指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

この場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び

材質が第16条に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(水道法第16条の2)

給水装置は、水道事業者の施設した配水管に直結して設けられるものである。給水装置の構造及び材質が不適切であると、需要者への安全な水の安定した供給が損なわれるおそれがあり、場合によっては水質基準に適合しない水が給水管から配水管に逆流し、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。そのため、給水装置工事従事者の技術力を確保することが非常に重要である。このことから、給水装置工事は企業団又は企業団が適正な工事を施行できるものとして認めた指定工事業者が施行することとしている。

指定工事業者は、独自に水道工事を営む者であるが、水道法（第16条の2）に基づき企業団から指定を受けた者であるので、法令や企業団条例、規定等で定めた取扱いを熟知し、円滑な事務処理のもとに的確な工事を行うことはもちろん、商慣習その他社会条理に沿った健全な営業を行い、指定工事業者に対する信頼を裏切ることのないよう、心掛けることが必要である。

1 指定給水装置工事事業者の指定の基準

(1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）

として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 指定工事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消の日か

ら2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに
 足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者
 があるもの

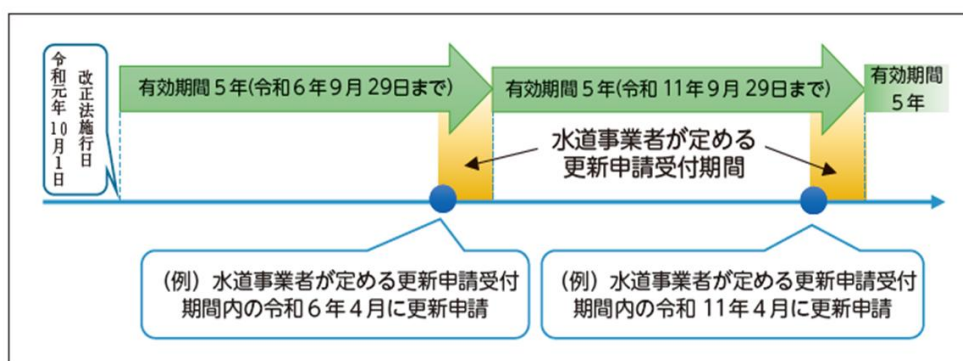
2 指定給水装置工事事業者の指定の更新

指定工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の
 経過によって、その効力を失う。また、更新の要件は、指定の基準を準用す
 る。

(指定工事事業者規程)

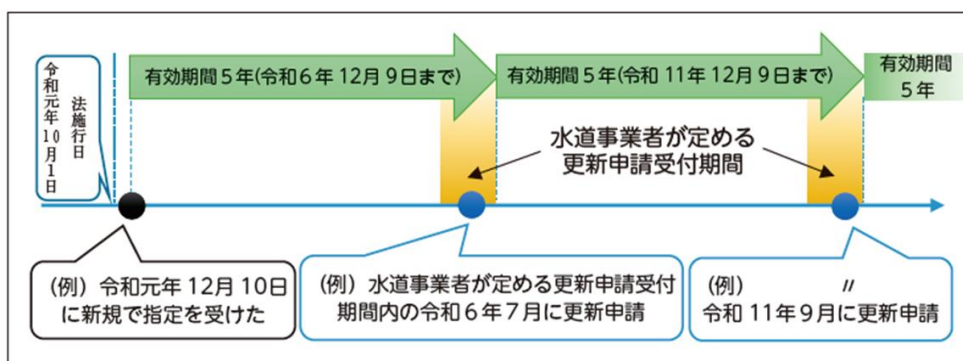
(1) 平成30年4月1日～令和元年9月30日に指定を受けた場合

有効期間：初回は令和6年9月29日まで、以降は5年



(2) 令和元年10月1日以降に指定を受けた場合

有効期間：5年



指定の更新時期には企業団より更新手続きの案内を送付するので、速やかに更新を届け出ること。

3 指定給水装置工事事業者の義務

3.1 変更等の届出

指定工事業者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったとき、又は給水装置工事業の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

3.2 事業の運営に関する基準

指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに、選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事

項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果

(指定工事業者規程)

4 指定給水装置工事業者の取消し

企業長は、指定工事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 指定の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 主任技術者の選任等の規定に違反したとき。
- (6) 主任技術者の立会いに関する企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 当該指定工事業者が施行した給水装置工事に關し、必要な報告又は資料の提出について企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定工事業者規程)

5 指定給水装置工事事業者の停止

企業長は、当該指定工事事業者にやむを得ないと認める事情があるときは、指定の取消しに替えて、別に定めるところにより指定の効力を停止することができる。

(指定工事事業者規程)

6 過料

企業長は、次のいずれかに該当する者を5万円以下の過料に処する。

- (1) 企業長の承認を受けないで給水装置工事を施行した者
- (2) 企業長が別に定めるところにより指定する者以外のもので、給水装置工事を施行したもの
- (3) 設計審査及び工事検査を受けないで給水装置工事を施行した者
- (4) 正当な理由がなくて、メーターの設置、メーターによる軽量、水道の管理上必要があると認めたとときの検査又は給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (5) 給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (6) 給水を濫用し、又は他に分与し、若しくは企業長の許可を受けないで販売した者
- (7) 料金、手数料又は加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (8) 条例又は条例に基づく規程若しくは指示に違反した者

(条例)

第4節 給水装置工事主任技術者及び給水装置工事配管技能者

1 給水装置工事主任技術者

主任技術者は、給水装置工事主任技術者試験（国家試験）に合格し、交付申請により主任技術者免状の交付を受けた者をいう。

給水装置工事の適正な施行を確保するためには、給水装置工事についての十分な知識及び技能を有する主任技術者が事業活動の本拠である事務所に配置され、調査、計画、施工、検査の一連の業務からなる工事全体が管理されるとともに、主任技術者により工事従事者に対する指導監督が十分行われる体制

が整備されていることが必要である。

また、主任技術者は、この施行基準を熟読するなどにより、使用材料、施行方法等を理解した上で、給水装置工事全般について、適切な指導、監督を行わなければならない。

主任技術者は次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

(指定工事業者規程)

2 給水装置工事配管技能者

給水装置工事配管技能者（以下「配管技能者」という。）は、施行規則に規定する、配水管から分岐して給水管を設ける工事等の施行において適切に作業を行うことができる技能を有する者をいう。

- (1) 適切に作業を行うことができる技能を有する者

配水管への分水栓の取付け、配水管の穿孔、給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部からメーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者。

- (2) 配管技能者の例

これらの技能を有する者としては、以下が該当するが、いずれの場合も配水管への分水栓の取付け、配水管の穿孔、給水管の接続等の経験を有し

ている必要がある。

ア 水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた者
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)

イ 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士

ウ 同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者

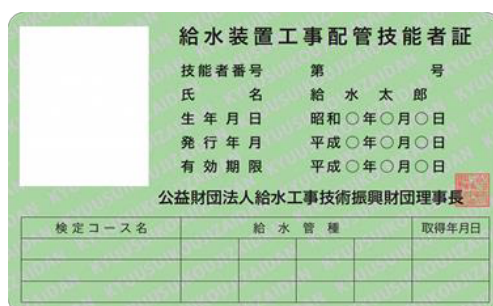
エ 公益財団法人給水工事技術振興財団が平成23年度まで実施した配管技能の習得に係る講習(給水装置工事配管技能講習会)を終了した者又は平成24年度から実施した「給水装置工事配管技能検定会」に合格した者等

給水装置工事配管技能検定会の種類

(ア) 全国標準検定(A) PP・VP・SGP

(イ) 全国標準検定(B) PP・VP・SSP

(ウ) ポリエチレン管検定 HPPE



給水装置工事配管技能者証(カード)の見本

第5節 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質は、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。

(条例)

水道法第16条に基づく構造材質基準は、施行令第6条に定められている。

この構造材質基準は、水道事業者による給水契約の拒否や給水停止の権限を発動するか否かの判断に用いるためのものであることから、給水装置が有すべき必要最低限の基準を明確化、性能基準化するという考え方で定められている。

給水装置工事の施行に当たっては、以下の構造材質基準を遵守し、適正な施

行を行うこと。

1 水道法第16条の規定による給水装置の構造及び材質の基準

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接直結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

(施行令第6条)

2 省令で定める給水装置の構造及び材質の基準

省令に制定された構造材質基準は、耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久の7項目の基準からなっている。この基準の考え方は、個々の給水管や給水用具が満たすべき性能要件の定量的な判断基準（性能基準）と給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な判断基準（給水システム基準）から構成されている。（表-1.5.1）

給水装置は、性能基準に適合している給水管、給水用具を使用するだけでなく、給水装置システム全体として、水撃防止、防食、逆流防止、凍結防止などの機能を有する必要がある。

表－1.5.1 構造材質基準の概要

基準項目		性能基準		給水装置システム基準
耐圧基準	水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準	耐圧性能	給水管及び給水用具に、高水圧(1.75MPa)を加えたとき、水漏れ、変形、破損その他異常が認められない	<ul style="list-style-type: none"> 適切な接合 主配管の配管経路
浸出基準	金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準	浸出性能	給水管や水栓等からの金属等の浸出が一定値以下	<ul style="list-style-type: none"> 水の停滞の防止 有害物質取扱施設近接設置の防止 油類の浸透防止
水撃限界基準	水撃作用により、給水装置に破損等が生じることを防止するための基準	水撃限界性能	水栓等の急閉止により、1.5MPaを超える著しい水撃圧が発生しない	<ul style="list-style-type: none"> 水撃防止器の設置
防食基準	腐食を防止するための基準			<ul style="list-style-type: none"> 酸、アルカリ防食 電気防食
逆流防止基準	汚染水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準	逆流防止性能 負圧破壊性能	逆止弁等は、低水圧(3kPa)時にも高水圧(1.5MPa)時にも水の逆流を防止できる	<ul style="list-style-type: none"> 逆流防止、負圧破壊性能を有する器具の設置 吐水口空間の確保 事業活動で水が汚染されるおそれのある場所での逆流防止措置
耐寒基準	給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破損等が生じることを防止するための基準	耐寒性能	低温(-20℃)に曝露された後でも、当初の性能が維持されている	<ul style="list-style-type: none"> 凍結防止の措置
耐久基準	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準	耐久性能	弁類は、10万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されている	

第6節 給水装置の基準適合

1 指定給水装置工事事業者が使用する給水用具

- (1) 指定工事業者は、給水装置工事に使用しようとする給水管や給水用具について、その製品の製造者に対して構造材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めることなどにより確認し、基準に適合している製品を確実に使用すること。

(2) 仮に、申請者が使用を希望する給水用具であっても、基準に適合していないものであれば、それを使用しないことについて、指定工事業者は申請者に説明して理解を得ること。

2 給水装置の基準違反に対する措置

企業長は、給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、使用中の給水装置の構造及び材質が同条に規定する基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

企業長は、給水装置が指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、水道法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(条例等)

3 基準適合品の確認方法

給水管や給水用具が使用可能か否かは、省令に適合していることが判断の基準となり、消費者、指定工事業者、水道事業者等はこれを確認する必要がある。

給水装置に用いる給水管や給水用具が基準適合品であることを証明する方法及び確認方法は、以下のとおりである。

① 自己認証



製造者等が給水管及び給水用具が基準適合品であることを自らの責任で証明する認証方法である。製品の基準適合性や品質の安定性を示す証明書等は、製品の種類ごとに提出される。

② 第三者認証

製造者等が第三者機関に依頼して、当該の給水管及び給水用具が基準適合品であることを証明してもらう認証方法である。第三者認証機関の認証マークを製品に表示している。(表-1.6.2)

この他に、日本産業規格による JIS 認証 (JIS マーク表示品)、公益社団法人日本水道協会 (以下「日本水道協会」という。) による団体規格 (JWWA) 等の検査合格品がある。(表-1.6.1)

表－1.6.1 給水管及び給水用具の性能基準適合の証明表示方法

性能基準適合証明方法	規格等	基準適合証明方法の概要	製品への適合証明表示方法
自己認証	JIS規格 (JISマークの表示なし)	自己認証 (自己適合宣言)で 性能基準適合を証明	製造者等による
	JWWA規格等の団体規格		
	規格品でない製品		
第三者認証	JWWA規格等の団体規格	第三者認証機関 (4団体)が 性能基準適合を証明	第三者認証機関の 認証シール、押印等 (表－1.6.2)
	規格品でない製品		
JIS認証	JIS規格 (JIS表示品で性能基準が 規定されているもの)	JIS規格について 登録認証機関が 性能基準適合を証明	
日水協検査	JWWA規格等の団体規格	(公社) 日本水道協会 検査部が 性能基準適合を証明	
	水道局仕様書等		

表－1.6.2 性能基準適合のマーク

公益社団法人 日本水道協会	 水道法基準適合 J W W A 基本基準  基本基準 (一般)   寒冷地  一般・寒冷地共用  特別基準 (JWWA規格等の団体規格) 
一般財団法人 日本燃焼機器検査協会	 JHIA 水道法基準適合
一般財団法人 日本ガス機器検査協会	 JIA 水道法基準適合
一般財団法人 電気安全環境研究所	 JET 水道法基準適合

また、制度の円滑な実施のために、厚生労働省では製品ごとの性能基準への適合性に関する情報が全国的に利用できるよう給水装置データベースを構築している。(表-1.6.3)

厚生労働省の給水装置データベースの他に、第三者認証機関のホームページにおいても情報提供サービスが行われている。個々の給水管及び給水用具がどの項目について基準に適合しているのかについての情報は、これらを活用することによって、入手することができる。(表-1.6.4)

表-1.6.3 厚生労働省給水装置データベース

名称	ホームページアドレス
基準適合品データベース	http://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/kyu_jyoho_search.action

表-1.6.4 第三者認証業務を行っている機関

名称	ホームページアドレス
(公社) 日本水道協会 (JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/
(一財) 日本燃焼機器検査協会 (JHIA)	http://www.jhia.or.jp/
(一財) 日本ガス機器検査協会 (JIA)	http://www.jia-page.or.jp/
(一財) 電気安全環境研究所 (JET)	http://www.jet.or.jp/